

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から61年3月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和56年12月に国民年金に加入し、61年4月に第3号被保険者となるまで継続して保険料を納付しており、59年5月に国民年金被保険者資格の喪失を届け出た記憶は無い。年金手帳にも61年4月1日まで任意加入していた旨の記載があり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和56年12月16日に国民年金に任意加入し、59年4月までの29か月間は納付済みとなっているが、59年5月9日に資格を喪失しており、申立期間である59年5月から61年3月までの23か月間は未加入となっている。

しかし、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄では、被保険者となった日が昭和56年12月16日、被保険者でなくなった日が61年4月1日と記載されており、申立人は申立期間において被保険者資格を有している旨の記載がされている。

また、申立人は昭和56年12月に国民年金に任意加入資格を取得して以降、申立期間を除いて国民年金保険料を完納しているほか、国民年金の種別変更手続及び厚生年金保険との切替手続を適切に行っており、年金保険料を納付する意欲が高かったものと認められる。

さらに、申立人の夫は昭和49年5月から平成14年3月までA省に勤

務しており、申立期間において申立人の経済状況に大きな変化は認められない。

加えて、申立人は夫の転勤に伴い転居を繰り返してはいるものの、資格喪失した時期に転居はしていないことから申立人が昭和 59 年 5 月 9 日に国民年金被保険者資格を喪失する理由が見当たらず、また、申立人には同日に資格喪失手続を行った記憶は無く、申立期間の保険料を納付しないはずがないとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和38年8月から39年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA市役所における資格取得日に係る記録を38年8月11日、資格喪失日に係る記録を39年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月11日から39年4月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A事業所で臨時職員として勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人に代わり、その妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に保管されている申立人の人事記録から、申立期間において同事業所B課に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

また、A事業所C課では、同事業所の臨時職員の厚生年金保険への加入基準について「現在は、2か月以内の期間を定めて雇用する職員については、引き続き雇用が継続された場合、2か月を超えて勤務することになる日から厚生年金保険に加入させている。申立期間当時の加入基準については、関係資料が廃棄されているため詳細は不明であるが、同基準はこれまで変更されたことは無いことから、申立人についても昭和38年6月11日から2か月を超えて勤務することになる同年8月11日が厚生年金保険の加入日と考えて差し支えない。」旨供述している。

事実、A事業所に保管されている人事記録により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年7月1日時点において、同事業所B課に雇用されている臨時職員3人（申立人を含む。）のうち、申立人を除く2人は同日において2か月を超えて雇用されていることから、同日付で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人は同年8月11日に雇用期間が2か月を超えることとなったにもかかわらず被保険者資格を取得していないことは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和38年8月から39年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA事業所B課に勤務していた臨時的任用職員の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届け出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月から39年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和55年4月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を55年4月1日、資格喪失日に係る記録を56年1月18日とし、申立期間の標準報酬月額を55年4月から同年7月までは16万円、55年8月から同年12月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から56年2月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間についてはA社で勤務しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の同僚の供述及び申立人の住民票の異動記録から、申立人はA社（B府に所在）が適用事業所となった昭和55年4月1日以前に同社に採用され、56年1月18日まで整備士として勤務していたと推認できる。

また、申立人及び同僚の供述から、A社が適用事業所となった昭和55年4月1日現在の従業員数は申立人を含む7人（うち整備士5人）であったとみられるところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同日に同社での被保険者資格を取得している者は6人であり、申立人を除く全員が被保険者資格を取得していたことが確認できる。A社では、「当時のことははっきりとはわからないが、現在は全員を厚生年金保険に加入させている。」と説明している。

さらに、申立人が後輩として氏名を挙げた整備士1人は、採用と同日の昭和

55年4月21日に被保険者資格を取得していることが確認でき、また、同僚整備士のうち連絡のとれた2人は、いずれも申立人とは整備士として一緒に勤務し勤務形態も同じであったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和55年4月1日から56年1月18日までA社に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人と同じく整備士として勤務していた同年代の同僚の標準報酬月額から判断すると、昭和55年4月から同年7月までは16万円、55年8月から同年12月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年4月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。銀行を退職した際に、国民年金に加入した方がよいと言われ、すぐに自分で加入手続きを行い、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 2 月に銀行を退職した後、自ら国民年金の加入手続きを行い、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの間の保険料を納付したとしているが、社会保険庁のオンライン記録及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿では、銀行を退職後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金の加入記録が確認できない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に手帳記号番号が払い出されたのは申立期間経過後の昭和 61 年 5 月 30 日となっており、申立期間において別の手帳記号番号が払い出されていることは確認できない。

さらに、申立人は婚姻（昭和 50 年 6 月*日）から現在まで A 市から住民票を異動しておらず、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情もみられないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人に国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

加えて、申立人から、国民年金の加入手続きを行った際に交付されたとする年金手帳及び申立期間に使用していたとする納付書の色や形状を聴

取したところ、申立人が記憶している色や形状は、当時のものと大きく異なっており、申立人が説明する納付金額や納付場所についても、実際の納付金額等とは一致しない。

このほか、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月

平成3年7月分の国民年金保険料を過誤納したので、この過誤納保険料の還付請求をしたが、還付を受けていないので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録に記載されている過誤納記録により、申立人の平成3年7月分の国民年金保険料9,000円は、3年11月5日に過誤納されたため、同年12月20日に還付決定され、翌4年2月12日に申立人あてに送金通知がされるとともに、同日に申立人名義のA組合の普通預金口座に振り込まれていることが確認でき、行政機関の還付記録に不自然な点は見受けられない。

申立人は、申立人が保管している同口座の預金通帳で、平成4年2月12日に振り込まれたとされる過誤納保険料が振り込まれたことを示す記帳を確認できないことから、過誤納保険料の還付を受けていないと主張しているものである。

しかし、申立人保管の同通帳は、平成3年7月1日付けの受払記帳を最後に、余白欄に「引上無効」（通帳繰越時又は口座解約時に、以降無効であることを示すもの（A組合の説明））と押印されており、過誤納保険料が還付されたとされる4年2月を含む3年7月1日以降の一切の受払記録は記帳されていないことから、同通帳に過誤納保険料が振り込まれたことを示す記帳がされていないことを理由に、過誤納保険料が振り込まれていないとは言えず、ほかに申立期間に係る過誤納保険料が還付されたことを疑わせる事情も見当たらない。

なお、A組合では、申立人の同口座は、平成 16 年 7 月 30 日に解約されており、同口座の受払記録は、10 年 1 月から解約日までの期間についてはデータが保存されているため確認できるものの、過誤納保険料が還付された 4 年 2 月の記録はデータ保存期限が経過したため廃棄されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 10 日から同年 6 月 8 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の船員保険の加入記録が無い旨の回答を得た。A県にあるB社所有のC丸に乗船した記録が記載された船員手帳を所持しているため、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によれば、申立人は、申立期間にB社所有の船舶であるC丸に甲板員として雇い入れられていたことが確認できる。

しかし、B社の元事業主及び同社の労務管理を受託していたD船舶協同組合の担当者の供述から、同社所有船舶には、同社が雇用した船員（以下「雇用船員」という。）の他、期間を限定して他事業所から派遣された船員（以下「融通船員」という。）及び船員配乗事業者から紹介された船員（以下「配乗船員」という。）が雇い入れられていたが、船員保険には、正社員である「雇用船員」のみを加入させていたものと認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は既に船員保険の適用事業所ではなく、人事記録、賃金台帳等の関係資料は無いほか、申立期間当時に同社で船員保険の被保険者資格を有するC丸の当時の船長や同社の経理担当者等5人に照会したが、いずれも申立人のことを覚えておらず、申立人の申立期間における船員保険への加入の事実を確認することができない。

さらに、申立人に確認したところ、申立期間前後に勤務していた船舶会

社等からの「融通船員」としてC丸に乗船した記憶は無く、他の融通（派遣）元事業所で船員保険に加入していた事実もうかがえない。その上、申立人は、船員配乗事業者名等は覚えていないものの、A県内で雇入船舶を探していたところ、紹介を受けて甲板員としてC丸に雇い入れられたと記憶していることから、「配乗船員」であったと推認できる。

なお、申立人は、申立期間の給与は、B社から受け取っていたとしているが、当時の給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 19 年 8 月 31 日まで

A社での平成 4 年 10 月の標準報酬月額が 22 万円となっているが、保管している 4 年 5 月から同年 7 月までの給与明細書では、給与支給額平均は 24 万円程度である。それ以降の標準報酬月額も間違っている可能性があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に保管の平成 4 年 8 月の報酬月額基礎算定届兼決定通知書によれば、申立人の同年 10 月からの標準報酬月額は事業主からの届出に基づき、22 万円と決定されている。一方、申立人が保管している 4 年 5 月から同年 7 月までの給与明細書から、その間の給与支給額の平均は 24 万 526 円であり、申立てのとおり、標準報酬月額が給与支給額より少ない額で届出され、決定されていることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が従業員から厚生年金保険料を控除していた事実がありながら、社会保険庁に納付したことが明らかでないと認定できることが要件とされている。申立期間 179 月のうち、申立人が保管している 173 月（平成 4 年 5 月から同年 7 月までを含む）の給与明細書から、申立人が事業主により控除されている厚生年金保険料額は、社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 62 年 8 月 22 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間であった申立期間には、毎月 30 万円程度の給与を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額が 13 万 4,000 円ないし 19 万円となっていることに納得いかない。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書等申立期間の標準報酬月額を確認できる関係資料を所持していない。一方、A社の当時の同僚1人から提出された給与明細書（昭和 57 年 4 月分から 59 年 11 月分までの期間及び 61 年 1 月分）から、事業主は、申立期間当時、毎月の給与支給額が変動するたびに、それに見合う厚生年金保険料を控除し、それよりも低い標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

また、事業主及び上記同僚を含む連絡が取れた5人のうち3人の供述から、事業主は、申立人を含む全ての従業員について、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額とは異なる保険料額を控除していたことがうかがえる。

しかし、A社では、社会保険事務所への届出とは異なる厚生年金保険料を控除していたことが判明したため、実際に給与から控除した厚生年金保険料と社会保険事務所に納付した厚生年金保険料（被保険者負担分）との差額相当額を精算したとしている。

事実、A社には、保存期限経過により、当時の賃金台帳等の関係資料は

廃棄されているが、申立人及び同僚等5人のうち3人は、事業主から厚生年金保険料差額相当額を精算したとしており、当時の給与明細書を所持している同僚に確認したところ、その精算に基づく返還金額は社会保険庁のオンライン記録における標準報酬月額に見合う保険料額と給与明細書に記載されている保険料額との差額とおおむね一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 5 日から 36 年 4 月 5 日まで
昭和 35 年 4 月に A 社に入社して厚生年金保険にも加入していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では 36 年 4 月の加入となっていることに納得できない。入社と同時に正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社した際、上限年齢が 24 歳である同社労働組合青年部に所属したとの記憶から、24 歳であった昭和 35 年 4 月に入社し、同月から厚生年金保険に加入したと主張している。

しかし、申立人が A 社の社員寮で同室であり同時期に入社したとして名前を挙げた同僚は、昭和 36 年 3 月に入社し、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同月に同社で被保険者資格を取得していることが確認できるほか、35 年 3 月に入社した同僚が保管していた同年 4 月の入社式の写真には申立人は写っておらず、35 年 3 月に入社した 4 人の同僚からも、申立人が 35 年 4 月当時に入社したことをうかがわせる供述は得られなかった。

なお、複数の同僚は、A 社労働組合青年部は独身男性が所属する部であり、年齢制限はなく 25 歳以上の者も所属していたと供述している。

また、A 社は既に解散しており、当時の事業主等も所在不明のため、申立人の勤務期間等を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿に申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番はみられない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。